

東京都豪雨対策基本方針

柳瀬川流域を対策強化流域に追加します

東京都は、「東京都豪雨対策基本方針」（平成26年改定）に基づき、甚大な浸水被害が発生している地域について、重点エリアとして対策強化流域を選定し、河川の整備、流域対策等を進めてきました。

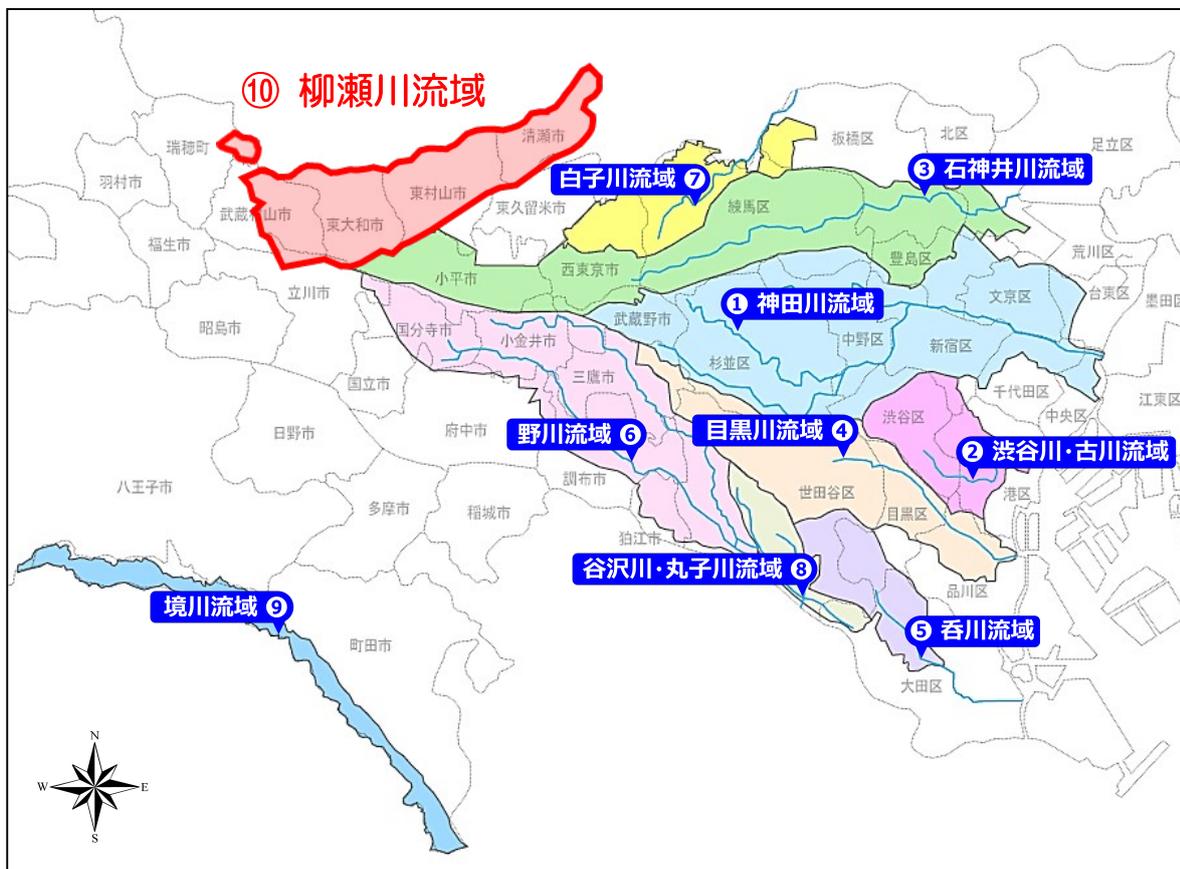
本方針に基づく2020年以降の取組について取りまとめた「東京都豪雨対策アクションプラン」（令和2年1月公表）において、近年の浸水被害の発生等を踏まえ、対策強化流域の追加を検討することとしていましたが、このたび、柳瀬川流域を対策強化流域に追加し、豪雨対策を強化するエリアを拡大することとしましたのでお知らせします。

【概要】

1 対策強化流域の追加

令和元年東日本台風などの過去の浸水被害状況や降雨状況、流域特性、河川整備等の対策状況を踏まえ、以下の流域を対策強化流域に追加します。

対策強化流域（追加）：柳瀬川流域



東京都豪雨対策基本方針における既存の対策強化流域（9流域）及び柳瀬川流域の位置図

2 柳瀬川流域における豪雨対策の目標

- ① 時間 65 ミリ降雨（年超過確率 1/20）※までは浸水被害を防止すること
- ② 目標を超える降雨に対しても、生命の安全を確保すること

※ 年間 1/20（5%）の確率で時間 65 ミリ以上の雨が降ることを意味する

3 柳瀬川流域における今後の取組

（流域別豪雨対策計画の策定）

河川整備、流域対策、避難につながる情報提供等の豪雨対策を総合的に進めていくための基本的な計画であり、今後、関係各市町において浸水対策を実施していくための基礎となる「柳瀬川流域豪雨対策計画」を策定します。

（河川整備の具体的取組）

「柳瀬川流域河川整備計画」を改定し、護岸整備に加え、新たな調節池の整備等を進めていきます。

（流域対策の具体的取組）

雨水流出抑制を強化します。

- 流域対策における市町ごとの対策目標量を明確化
- 公共施設・大規模民間施設・小規模民間施設ごとに単位対策量を設定
- 流域の市町を、雨水流出抑制事業、並びに一時貯留施設等の設置に係る実施計画策定委託費及び工事費の補助金交付対象に追加
- 清瀬市において、流域対策モデル事業を実施し各自治体の取組を促進
 - ・狭い道路面下に地下埋設物を避けながら貯留浸透施設を設置する方法を検証
 - ・水位計観測等により効果を定量化

【参考】

東京都豪雨対策基本方針及びこれまでの取組については以下のページに掲載しています。

- ・都市整備局ホームページ

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/gouu_houshin/index.html



河川整備の取組については以下のページに掲載しています。

- ・建設局ホームページ

https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/chusho_seibi/index.html



本件は、『『未来の東京』戦略』に位置づけられています。

戦略8 安全・安心なまちづくり戦略「水害から命と暮らしを守るハード整備等の推進」

<問い合わせ先>

（東京都豪雨対策基本方針全般・流域対策に関すること）

都市整備局都市基盤部調整課 直通 03-5388-3298

（河川整備に関すること）

建設局河川部計画課 直通 03-5320-5411